

平成 24 年

新 城 市 教 育 委 員 会

8 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成24年8月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 8月23日(木) 午後1時30分から午後4時まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム 集会室

3 出席委員

川口保子委員長 瀧川紀幸委員長職務代理者 菅沼昌人委員
馬場順一委員 筏津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
菅谷典弘生涯学習課長
請井浩二文化課長
佐宗勝美スポーツ課長
山内祥二文化課参事
加藤貞享文化課参事
古田孝志こども未来課長

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 第12号議案 市指定史跡「大入山古墳」の指定解除について

日程第4 協議・報告事項

- (1) こども園移行に伴う新城市立学校設置条例及び幼稚園保育料条例の一部改正について
- (2) 9月定例議会提出議案について
- (3) 愛知県教育委員会教員表彰候補者の推薦について
- (4) 共育の啓蒙と推進について
- (5) 新城東高等学校作手校舎の存続の要件について
- (6) いじめの対応について
- (7) その他

日程第5 その他

- (1) 体育大会、運動会、文化祭等への参加について
- (2) 教科用図書採択地区に係る意向調査について
- (3) 各施設のお盆の入館状況について
- (4) 図書館まつりについて

委員長

それでは、平成24年8月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2、教育長報告に入ります。それではよろしくをお願いします。

教育長

相変わらず、厳しい日差しが照りつけております。今日、ある学校が全校出校日ということですが、今朝こちらへ来る途中見ていましたら、校長先生が安全ジャケットを着まして、学区を巡視しておりました。校長先生の、2学期へ向ける意気込みを感じることができました。

8月の動きですけれども、お配りしてある資料に基づいてご報告をさせていただきます。1日ですが、岡田康孝さん、92歳の方ですけれども、シベリア抑留経験があるお方で、人生いかにいくべきかというお話を、教務校務主任者会でしていただきました。その中で、つらいだとか、そういった言葉によって自分の行動がマイナスになっていく、ですからそういった言葉でなくて、前向きな言葉を使っていこう、というお話でした。

それから、2日から9日にかけてですが、全小中学校長と教育長の個人面談を行いました。市内400名の教職員全員が、学校力・教師力向上シートを作成し、目標設定、その達成評価、進捗状況等を記入し、評価をしているわけですが、校長もそれをやっております。そのシートをもとに進捗状況と、それから学校の教職員の皆様方のことを面談の中で話し合いました。

それから、3日、英語コンベンションが行われました。例年、多くの参加者があるわけですけれども、今年は21組、196名が参加しました。英語に親しむということで、中学生まで年齢をまたいで、楽しいひと時を過ごしました。先ほど、ニューキ

ャッスルへ行かせていただき、ユースのみなさんの様子を見た時に、英語に親しむ、単に伝えるというだけではなく、自分の考えを主張できる、そういった語学力も将来の展望としてあるということを感じていますので、コンベンションはそれはそれとして大切さを感じていますが、中学生、あるいは高校生の語学力を高めるという方策も、今後検討していかなければならないなと感じております。

また、3日、安城七夕まつりがございました。安城市の野外センターが新城市の作手地区にあるということで、安城市が毎年、作手地区の5年生を1泊2日で招待してくださっています。本年度も、作手地区の5年生23名が、七夕まつり、あるいは様々な施設等を楽しんでまいりました。

7日ですが、三河地区の国語教員の研修会がございました。小ホールいっぱいをする371名余が参加して、岡野薫子先生の講演を聞きました。タイトルが、「創作の原点は子ども時代に」ということで、岡野先生の豊かな創作活動が、子ども時代の自然との接触、あるいは交わりのなかで、それが原体験として生きている、というお話をうかがいました。

それから8日、生涯学習専門委員会ですが、新城市の基本計画の見直し、検証ということで進めているわけですが、今後どのようにしていくのか、という話し合いが行われました。また、この日は新城市民待望の国道301号線全面開通の日でした。

9日は、おもしろ実験観察教室を文化会館で行いました。理科離れということが全国的に言われているわけですが、市の理科教師が、ぜひ理科のおもしろさを子どもたちに体験させたいと、毎年行っております。今年は223名と過去最高の参加者でした。たくさんの実験用具を用意しておりましたが、足らなくなってしまい、途中で追加をしないとイケないという、うれしい悲鳴をあげていました。

それから12日には、国際交流協会設立20周年記念式典が行われました。国際交流、先ほどのニューキャッスルのことも含めまして、今後、新城市の未来において、いかに新城市の活力・発展と関わらせていくかといったことが課題であると感じました。

また、16日まで親子せせらぎエリアということで、今年度は作手地区だけでございましたが、昨年度は1300人弱の参加者がありましたが、本年度は半減の600人弱でした。原因は、一番多くの方がみえるお盆の時期の天候不順があげられます。参加地域といたしましては、多くの方々が参加したのが西三河地区、二番目が尾張地区、三番目が新城地区ということです。

それから19日に、現在、岡野薫子展が開催されているわけですが、ご本人がおみえになって説明をしていただきました。市外からも様々な方がみえておりますし、九州の方からも手紙での問い合わせがありました。10月10日までということですので、過去に全国で行われた岡野薫子展と比べましても、最高の展示会となりますので、多くの方に見ていただきたいなと思います。

それから、21日早朝、中学生韓国派遣団が出発しました。現在、韓国訪問中ですが、ホームステイをし、附設中学校の生徒と交流を深めているところでございます。

また、21日、作手では総合支所庁舎と「共有」施設について会議がありました。共育の基本的な考え方を説明してほしいということで、行ってまいりました。作手地区、新城地区でも同じことが言えますが、この地域の未来を担う子どもたちをいかに育てるか、ということは大きなポイントでございますし、子どもたちにとっての施設であるということ、地区の方にとっても、作手はこんなことをやっているんだと誇りに思えるような、そんな施設でありたいということ、共育の考えと合わせて話をしてまいりました。先日、知事とお会いする機会がありまして、その際に、トヨタのテストコースの用地買収が終わったという話をうかがいました。そこに、4000人の研究者が移ってみえるということでもあります。そうしたことを考えましても、その中の何%かの人が作手の教育に魅力を感じて、住んでもらえるようになればいいなということ、これを期待します。今後作手をどのようにしていくかということ、大きな試金石になるのではないかと思います。

それから、22日、昨日ですが、新城教職員会講演会がございまして、清水克衛氏という、「読書のすすめ」というお店を開いている方です。この方は、まさにユニークな書店経営をしている方です。そして、全国からそこへ本を買いに来るそうで、雑誌や新刊本ではなくて、これはいい本だ、という本を平積みして売っている、というところです。講師の先生が色々な本を紹介してくれました。読書のすすめの名人芸、という感じで聞いておりました。週刊誌や色々なところで読書のすすめがありますが、名人芸にいたるような本のすすめができると、子どもたちの読む意欲に繋がるのではないかなと思います。

それから本日午前中、新城市校長会議が行われました。これで夏休みも終盤になっているわけですが、「しんしろ教師塾」をはじめとしまして、様々な研修をつんでまいりました。研修の成果を、教師集団として教師力をアップしていただきたいというのと同時に、今課題となっております、いじめや不登校問題の緻密な対策と対応を呼びかけました。また、ニューキャッスルアライアンスの報告もいたしました。その中で、ユース会議という、若者のアライアンス会議があるわけですが、そこで新城の青年4人が行きましたが、自分の考えをもっともっと伝えたいという熱い思いがありました。日本では、なかなか青年が、いかに政治に参加するかだとか、若者が起業をするとか、そういったことを議論し合うことは少ないですが、中学生、高校生、大学生で、我はという者が集いあってユース会議を立ち上げられれば、と思ひましてその依頼をしました。

2学期の初めから、運動会、体育大会が行われるわけでございますが、熱中症予防としまして、水を取る、休憩をこまめにする、ということの他に、先だつての教育委員会会議でありましたように、中学生の着帽の配慮を依頼しました。

それから、これからのことですが、8月29日から9月2日まで新城図書館まつりが、新城図書館、作手開発センターで行われます。ほとんどボランティアで行われますので、ご一緒にご参加いただければと思います。

もう一点、8月8日に、全国学力状況調査の結果が届きました。本年度は抽出校と

なっていますので、市全体で表すというわけにはいきませんが、自主参加している学校もありますので、市の全体的な状況につきましては、学力調査活用委員会で検討中でございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは今のお話でご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

委員

夏休みが残り少なくなってきましたが、これまで子どもたちの事故、事件の報告はありませんか。

学校教育課長

ありません。

委員長

他にありましたらお願いします。

委員

もう1点いいですか。韓国派遣で心配するような事態はないでしょうか。少し気がかりです。

学校教育課長

特に今のところ何も問題はありません。大歓迎を受けているということです。写真でも報告があるのですが、温かく受け入れてくれているということです。滞りなく交流も進んでいます。

委員

仲良くやっていかなければいけませんね。

教育長

四半世紀に及ぶ交流ということで、信頼関係もあります。現在のところの報告では心配するところはありません。しっかりと交流をし、帰国してくればなと思います。

日程第3

第12号議案 市指定史跡「大入山古墳」の指定解除について

委員長

日程第3、第12号議案、市指定史跡「大入山古墳」の指定解除について文化課お願いいたします。

文化課長

資料をご覧ください。市指定史跡「大入山古墳」の指定解除についてご説明させていただきます。八名井区にあります、史跡大入山古墳は、昭和33年4月1日から指定となっておりましたが、その後の土地の開発が進みまして、現在遺構の全てが滅失した状態にあります。このため、指定の見直しにつきまして、今年3月22日に開催をいたしました新城市文化財保護審議会にはかりました結果、指定を解除す

る旨の答申が出されましたので、本日、新城市文化財保護条例に基づきまして、定例教育委員会に上程をさせていただきました。なお、この指定解除につきましては、所有者である八名井区に承諾を得ております。それから、この古墳の発掘調査におきましては昭和52年、昭和56年に実施しております、記録として残しております。詳細につきましては、資料につけさせていただきました。ご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

委員

跡がなくなってしまうんじゃないということでしょうか。記録を大事に残しておく、ということでしょうか。

委員長

1つ質問をしてよろしいでしょうか。指定された古墳を、調査が済んだあと崩してもよろしいのでしょうか。その後は、自由に使っていいということでしょうか。

文化課長

記録として残しておけばいいということです。この土地も、八名井区の土地でございまして、採掘業者に貸している状況です。

委員長

わかりました。それではこれでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

日程第4 協議・報告事項

(2) 9月定例議会提出議案について

委員長

日程第4 都合により、協議・報告事項(2)9月定例議会提出議案についてから、お願いします。

教育部長

お願いします。9月定例市議会が迫ってまいりました。概要のご報告をさせていただきます。9月の定例市議会につきましては、27日に招集がされます。会期は9月4日から21日までの18日間でございます。9月4日が初日であります。9月11日、12日が一般質問です。まだ通告はいただいておりませんので、何が出てくるか不明であります。13日が本会議第4日目、一般質問が長引けば、その予備日、それから質疑等が行われます。そして14日、厚生文教委員会です。週が明けまして、18日、補正予算の委員会でございます。19日が決算委員会です。20日が委員会の予備日になっております。21日、本会議第5日目で討論、採決が行われるという具合で行われていきます。

教育委員会関係の議案ですが、2つございます。一般会計の補正予算、内容でございますが、私立高校の授業料の補助金を上程しております。これは対象人員が増加してきて、現予算では不足するというので、上程するものです。小学校と中学校の管

理事業ですが、施設の修繕経費が主なものでございます。本年度の当初予算のときに補正対応ということで見送られた、それからその後の保守点検等で直すべき箇所、修繕経費、それから台風4号の被害に関わるものも若干ございます。今回は、プールの関係につきましては、予算計上を見送っております。というのは、プールは7、8月と9月初旬あたりまで行われていますが、プールは始める前に点検をし、事後また点検をします。その点検の結果をみて、以降の予算等で対応してまいりたいと思っております。

それから、作手小学校の関係でございます。2点ございまして、まず1点は通学の足の確保ということで、スクールバスの経費を計上しております。もう1つ、現段階では、29年度に新しい学校を建設するというところで進んでおりますが、その基本設計、地質調査の経費を計上しております。

それから、不登校の関係で、あすなろ教室というものがあるのですが、事務経費として電話料の増額を要求しております。また、小学校の社会科の副読本の改訂作業を現在やっております、来年度から使えるよう、本年度冊子を作ってしまうということで、その関係の経費を計上しております。

それから、図書館をはじめとした社会教育施設の更新がきておまして、その経費、それから文化会館の浄化槽撤去、そして一番大きな経費ですが、新城図書館の空調設備の経費を計上しております。

それから、庭野の、黒田へ向かうところに道をはさんで棕の木が立っております。あれは指定文化財になっておりますが、幹の中が空洞化してきておることなどから、倒木の措置を講じたほうが良いということで、経費を計上しております。補正予算の関係は以上です。

もう1点ですが、議案としまして新城市民体育館の設置条例を予定しております。ご承知のように、新庁舎建設に伴いまして、来年度、現市民体育館の取り壊しを予定しております。これに伴いまして、条例の改正が必要となることから、上程をさせていただきます。以上、2つの議案の上程を予定しております。

委員長

ありがとうございました。ご質問がございましたらお願いします。

委員

新しい作手小学校建設のための地質調査の場所は決まっているのですか。

教育部長

今、地元とも協議をしております。まず、なぜこの9月補正の時期にこういった経費を計上しているのかということについてですが、現在、高里地区の作手総合支所のところに建てたらどうか、という話がずっと出ております。そこには一般行政の施設、それを建てかえをする話が出ております。そこに、この学校の建設をリンクさせて、共育環境、空間ができるようなものにしたらどうかという話が進んでおりますので、総合支所の関係につきましては、今年度の当初予算に計上されております。今年度の当初予算が固まってから、学校施設とのコラボレーションの話が具体化してきたもの

ですから、教育費についてはまだ計上をしていませんでした。この、複合施設のようなかたちで、という話が進んでいることから、今回総合支所の基本設計に合わせるかたちで、一体で構想を考えております。

委員

個人的な意見ですが、作手の高校の問題もありますし、例えばその時に、そこで何もかも集約できるようなものを検討材料の1つにしたらどうでしょうか。

教育部長

後から出てきますが、新城東高等学校作手校舎の存続が、非常に強くあがってきております。今の構想は、高里の地区に、現在保育園、今後こども園になっていきますけれども、そこに小学校があり、中学校があり、高校があり、と1つの教育ゾーンといったようなものができる、魅力のある展開、可能性が非常に出てきます。細かい話は、今後議論していかなければなりません、学校統合の話が先行しておりますので、それに合わせて何とかそういった教育的な環境をつくっていったら、ということをおもっております。

委員

私も統合の話を中心に、ではなくてひょっとしたら0歳から18歳までの教育環境をつくるといい環境になるのではないかと思います。戦略的に統合していくというか、目標のビジョンがあって、そこにピントを合わせていくというような流れがいいかと考えます。

教育部長

子どもの教育というのは、特に義務教育は市の教育委員会が所管をしているということで、このビジョンを描くのが我々の使命だと思っております。ただ、共育という概念を入れていきますと、やはり地域も深く関わっていただかないといけないということで、地元の考え方、ご意見をしっかりと入れて進めていかなければ、将来的に実にならないのではないかと思います。ですので、今、作手地区において組織をつくって動いておりますので、そういった方々のご意見を聞きながら、また実際に使うのもその地域の方々になるものですから、今検討している最中でございます。

委員長

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。次に入らせていただきます。

日程第4 協議・報告事項

(1) こども園移行に伴う新城市立学校設置条例及び幼稚園保育料条例の一部改正について

委員長

日程第4、協議・報告事項(1) こども園移行に伴う新城市立学校設置条例及び幼稚園保育料条例の一部改正について、こども未来課からお願いします。

教育総務課長

(1) こども園移行に伴う新城市立学校設置条例及び幼稚園保育料条例の一部改正

についてですが、本年度から幼稚園関係の実務がこども未来課へ移ったことはご承知のとおりかと思えます。そして来年4月から、市内全ての保育所、幼稚園をこども園とするにあたりまして、施設の名称、また保育料の改訂を行うために、教育委員会関係の条例の一部改正が必要となり、9月議会へ上程することとなりました。つきましては、改正内容についてこども未来課から説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

よろしく願いいたします。

こども未来課長

資料を用意してありますので、そちらで説明させていただきます。

まず、今回の条例改正ですけれども、来年4月に全ての幼稚園、保育所をこども園へ移行するにあたりまして、新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例、新城市立学校設置条例、新城市立幼稚園保育料条例、この関係する3つの条例の一部改正をするものであります。

改正にあたっての主要なポイントを申し上げますと、施設の位置づけを変更する、というのがまず1点でございます。現在、八名幼稚園の保育室の一部を、3歳未満児用へと改修しております。来年度から、3歳未満児の受け入れも行うこととなります。そのため、当該施設を学校教育法に基づく幼稚園から、児童福祉法に基づく保育所にするのがまず1点です。

2点目としましては、名称を何々こども園と変える、ということです。

3点目ですが、保育料を改訂し、幼稚園保育料と保育所保育料、使用料を統一するということです。保育料の設定につきましては、利用実態に応じて、平日と土曜日、午前8時半から午後3時までの保育料、これを私どもは基本保育時間と呼んでおりますが、これ以外にかかる延長保育料に対して、所得に応じた階層ごと、また子どもの年齢に応じたものに分けまして、それぞれの保育料を分けています。さらに、3歳以上の子どもにかかる基本保育料は、どのような状況にある家庭の子どもであっても就学前教育と養育を受けられるように、家庭だけではなく社会全体で子育てを支える意味から、無償としてあります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表より、要点をかいつまんでご説明させていただきます。この中に、八名こども園と書いてあるところがありますが、今まで保育所の区分にありませんでした八名幼稚園の名称を変え、追加してあります。その表の下ですが、別表第2、第8条関係でございますが、今回の保育所の保育料を一覧表にしたものです。基本保育料、延長保育料を年齢ごとに3区分、また課税状況に応じて階層区分を10に分けて表示してあります。

それでは、次の資料へ移ります。こちらは新城市立学校設置条例の新旧対照表でございます。旧の表の別表に、新城幼稚園と八名幼稚園が入っておりますが、改正後につきましては、幼稚園の区分に新城幼稚園が1つだけ、ということになっております。

続きまして、12ページ以降が幼稚園の保育料条例でございます。旧と書いてある

ところが現行のものです。内容的にはほとんど変わっておりませんが、保育料の額が1人月額7000円というところが、保育料の設定を大幅に変えるために、「別表のとおりとする」となり、別に一覧表がございます。先ほど見ていただきました保育所保育料と全く金額は同様ですが、幼稚園へ入る子どもが3歳以上ということで、カテゴリとしては分かれているということをご了承いただきたいと思います。

保育料の一覧表の下にそれぞれ備考が書いてあります。見ていただければわかると思いますが、今までの幼稚園保育料と若干変わったところをご紹介させていただきます。この備考の8号、9号ですが、今までは定額で保育料を徴収しておりましたが、所得階層区分ということで、所得税、あるいは所得割を計算するときの規定を明示してあります。10号にありますけれども、「B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、申請に基づき基本保育に係る保育料の月額を0円とする。」とあります。今まで幼稚園保育料にはこういったことはありませんでしたが、保育所保育料の考え方に合わせ、変更となっています。それから11号ですが、「B階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯に2人以上の園児がいる場合」、今までは2人以上園児がいる場合は月額7000円かける2、ということになっていましたが、保育所のほうでは2人目は半額、3人目以降は無料となっていますので、そういうかたちにしてあります。12号につきましては、レアケースですが、保育所と幼稚園にそれぞれ子どもが通っている場合、どういう風にみなすか、ということです。保育園に1人、幼稚園に1人いても、11号の規定、要するに2人目以降は半額という規定を適用することになる、ということです。

保育所保育料の表を見ていただきたいのですが、そちらの備考は1から14まであります。これに対して、幼稚園の保育料のところは12までということで、保育所保育料の備考が2つ多くなっています。12号、13号がこちらのみ追加されています。これは県の制度で、18歳未満の子どもで、第3子以降の子どもで、3歳未満の子どもが入所した場合に、保育料を無料にする、または半額にするという規定があり、保育所ではこの規定を使わなければなりません、対象になるのは3歳未満児ということで、幼稚園では3歳未満児は入っていませんので、備考の総数が少なくなっています。以上が、今回こども未来課から議会へ提案させていただきます条例の一部改正の内容でございます。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

委員長

1つよろしいでしょうか。これはあくまでも保育料であって、給食費や教材費は別ということですね。

こども未来課長

給食費については、現行幼稚園では月額3000円、8月は給食がありませんので、11か月分いただいておりますが、今回給食費の概念は、この保育料の中に入っているということになります。

委員長

ということは、給食費も出さなくてよい、ということですか。

こども未来課長

はい。保育所のほうも、給食費という概念はないのですが、主食代ということでパンとお米の代金を月額、一人当たり400円ほどいただいています。副食代はこれまでの保育料の中に入っているという考えなのですが、ご負担いただいている主食代についてもなし、ということ考えています。

委員長

そうしますと、出すお金は延長保育の部分だけということですか。

こども未来課長

延長保育と、今まで土曜日に預かり保育はやっていませんでしたが、土曜日の預かり保育も概念としてありますので、その場合はお金をいただきます。延長保育につきましても、幼稚園は5歳児だけが平日の午後3時から5時までまた、夏休み期間中もやっていますが、その時間を設定し、利用される方々は基本保育時間であれば無料ですが、延長の部分の時間帯もということであれば、お金をいただきます。

委員

よろしいですか。今の関連で、料金を統一して無償化を進めるということで、だいたい年間どれくらいの経費がかかりますか。

こども未来課長

歳出のほうは現在とあまりかわりません。歳入のほうは、概ね2億円減ります。今、保育園と幼稚園をあわせまして、23年度の経費で10億8千万円くらいの支出があります。2億2000万円くらいの収入でやっていますが、その中から概ね減る分は3歳以上児の分ですので、そこがだいたい2億、ただ延長の料金を設定しますので、最低でも3000万円くらいは確保できるだろうということで、差額で1億7000万円くらいの一般財源が必要という試算を立てています。

委員

八名幼稚園が保育所になるということで、機能的な問題をもう一度説明してください。

こども未来課長

先ほども申しましたように、現在、保育室が2部屋空きの状況になっておりまして、3歳未満児が入れるように、授乳室等をつけてつくっています。月末には工事が完了します。

委員

それをするには、学校教育法からの変更をしなければならない、ということですか。未満児の扱いをするために。

こども未来課長

幼稚園ですと、未満児の入園制限がありますので。

委員

新城幼稚園はそのままということですね。

こども未来課長

次年度につきましては、そのままの体制で行っていきます。

委員長

もう1つよろしいですか。給食費のことですが、小学校からは負担することになりますね。近頃では、滞納する方もちらほらいますが、こども園においては払わないでいいのだから、小学校に入っても払わなくていいだろう、と考える親御さんがいると困るな、ということに危惧するのですが。払わなくていい、ということは市の施策なのだということを、親がしっかり理解していただきたいと思います。

こども未来課長

基本保育料だけですが、無償化ということで、地域社会全体で子育てをする、その時間は公費も投入するし、労力も投入することなのです。それ以外の時間というのは、保育なり教育をしていただくものですから、責任も加わってきます。保護者の方に、そのあたりを感じていただきたいという逆のメッセージも込められています。

委員長

他にご意見がございましたらお願いします。

教育部長

1点よろしいでしょうか。この件ですが、こども未来課から9月定例会市議会に、条例改正の議案をあげていますので、これで議会で承認されればこのまま進んでいきますので、そのあたりはご承知おきいただきたいと思います。

まず、最大のポイントといたしましては、学校設置条例のなかに、学校教育法上の幼稚園であります八名幼稚園が含まれていたのを、そこから外して、いわゆる児童福祉法の管轄下におく、ということが大きな変更点でございます。市としても、当初のもくろみが外れた部分がございます。国のほうで、総合こども園制度というものが動いておりました。新城版こども園も、こども園の制度にもたれるようなかたちで、しっかりと国の制度もあり、それに合わせて新城版こども園を展開していきましょう、ということで動いていたわけですが、しかし、現政権が総合こども園制度を断念してしまったということで、もたれる制度がなくなってしまった現状がございます。では、新城版こども園の制度をストップさせるかといえば、これもできません。ですので、新城版こども園を立ち上げていきたい、そういったときに、既存の国の制度にもたれなくて、という選択もあるにはあるのですが、財源的な支援が全くなくなってしまいます。説明があったように、無償化することで2億近い新たな財源が必要です。特に、地方交付税で措置されているもの、そういったものは、国の制度にもたれないと無認可保育園のようになり、全くゼロになってしまいます。そういったことを考えると、この新城市の財力では持ちこたえられないであろう、というような検討、検証もいたしまして、既存のシステムに何とかもたれ、そのなかで新城版こども園の特色をみつけていきたい、という方向で、所管の方で考えられています。そしてそのなかで、今の制度があるのは、認定こども園の制度、保育園の制度、幼稚園の制度と、この3つ

です。その3つのなかのどれかにもたれざるをえないという状況のなかで、今回ご説明させていただきました事が、現状では最善の策ではないかというわけです。ただ、ぱっと見は、根拠としては保育園になるという感じですが、今回この新城版こども園というのは、幼稚園の部分を柱として成り立たせるという構想でありますので、より幼児教育の部分をしっかりとし、そのためには教育委員会との連携というのは密になってくるものと思っております。具体的なシステムとしては、今後しっかりとつめていかなければならないですし、皆様方にもご相談、ご教示いただきまして、どんな方法でやっていくのが子どもたちのためにいいのか、というようなことをやっていきたいと思っております。それぞれの機会、またこの場でもご意見をお伺いするようになるかと思っておりますので、その折にはよろしくお願ひしたいと思っております。

教育長

小学校における様々な問題、発達障害の問題であるとかを考えると、早期に就学前のところで発見することがいかに効果的であるか、といったようなことも多々あるわけです。こども園と小学校との連携はなくてはならないということと、小学校以上のところで新城教育を統合して進めているわけですので、そのもととなる内容を、しっかりと幼児教育の中でやってもらえるか、それがなし崩しになってしまうと、根っここの部分が心配になるな、という思いがするわけです。未来において、こども園と小学校の連携をいかに図っていくか、もう1つは依って立つところの法令が変わってくるということはどういうことか。幼稚園や小学校や中学校の教員には研修義務が課せられていて、教育委員の皆様にも幼稚園訪問をしていただいていますし、指導等に行っています。こういったことがしっかりと担保されれば、ひとつの学校教育のつながりのなかで連携できていきますが、担保されないとなれば、新城教育はどうなるのだ、ということになります。そして幼児教育がいかにあるべきか、ということについて議論されてきたわけです。その内容がきちんと担保されるかどうかということが一番大事なことであるので、それがしっかりとおさえられているかどうかということ、教育委員会として把握していきたいと思っております。

委員

私も賛成です。もともと幼稚園が2園だけで、いったんこども園になれば、学校教育もふまえて教育委員会としてアプローチをして、我々サイドでも何かできることをしたいし、させていくべきだと思います。

日程第4 協議・報告事項

(3) 愛知県教育委員会教員表彰候補者の推薦について

委員長

日程第4 協議・報告事項(3) 愛知県教育委員会教員表彰候補者の推薦についてですが、秘密会議として後ほど取扱いますのでお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(4) 共育の啓蒙と推進について

委員長

日程第4、協議・報告事項(4)共育の啓蒙と推進について、生涯学習課お願いします。

生涯学習課長

共育の啓蒙と推進についてご説明させていただきます。新城市家庭地域教育推進委員会では、本年度の活動目標を『共育(家庭・学校・地域の連携)礼儀正しい新城の子どもの育成』と掲げました。その内容につきましては、資料を配布させていただきました。

礼儀正しい新城の子どもの育成とは、ということで以下のことを考えております。まず、社会規範・生活習慣の定着です。子どもの基本的な生活習慣や躰については、家庭の教育力の低下にともない、学校が担う役割が大きくなっています。しかし、躰については、それぞれの取り組みだけでは教育効果を上げることは難しく、家庭、地域との連携なくして定着させることはできません。そこで、昭和51年から長年提唱し、定着してきた親子同行「新城の三つのしつけ」を地域と家庭、学校・園を結ぶ共育の柱として位置づけます。この三つのしつけを浸透させることができれば、礼儀正しい新城の子どもの育成をすることができるはずと考えております。学校・家庭・地域の連携を強化するためにも、この教育指針を共育の柱として、それぞれの取り組みを定着させていきたいと考えております。

内容につきましては、共育の啓蒙と推進ということで、小学生用「三つのしつけ」啓蒙下敷きの作成をします。共育を柱とする子育て指針を、改めて全市に啓蒙するために小学生用の下敷きを作成し、全小学生に配布します。子育てにかかわる「しんしろ共育すごろく」と、家庭で訪ねたい「しんしろ三宝めぐり」を掲載した下敷きとなります。9月初旬には各学校へ配付する予定です。

次に、「あはは運動強化月間」の設定ということで、4月、9月、1月の各学期の始まりの月を「あはは運動強化月間」として位置づけ、三つのしつけ回復運動を実施します。本年度は、各学校・園で実施可能な活動内容を検討していただき、実施をよびかけます。その際には、学校・園からもPTA、地域へ参加の協力を求める必要があります。生涯学習課からは、全市によびかけ市民ぐるみの活動をめざします。すでに行った活動のなかで、広報ほのか9月号には掲載をさせていただいております。

このようなかたちで定着させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

1つよろしいですか。地域の方々も関心をもっていたくということで、色々なことをやっただけですが、なかなか地域の方には広がりにくい部分もあると思います。テレビで津波の話のある先生がしておられまして、津波が来たらすぐ逃げるように言ってきたが、地域の人にはどのように伝えればいかと考えた時に、

子どもがメッセージボーイ、メッセージガールになって地域の方々に伝えていきましょう、ということでだいぶ浸透していったということでした。共育におきましても、回覧でまわす、というよりも子どもがメッセージボーイ、ガールになって、こんな活動があるから来てください、というような手紙を直接持っていくというのも方法ではないのかなと感じました。

委員

学校支援隊とはどんな組織ですか。

学校教育課長

学校支援隊については、校長会議等でもお願いをしているのですが、学校にボランティアで入っていただける人、例えば読み聞かせの方だとか、環境整備をしてくれる方、色々な方がいるのですが、そういう方たちの横の関係を広げ、学校を支援してくれる大人たちの集団、グループをつくっていくということでやっています。学校によってはかなりそれができつつあるところもありますし、様々な状況です。

教育長

ひとつ言葉として気になるのは、共育の柱として位置づけるとありますが、先だって生涯学習課から提案されたのは、学校教育活動があって、そのまわりに子育て活動、地域活動、スポーツ活動があるというわけなので、そのひとつというのはわかりませんが、これが柱ではないですよ。あの図が生涯基本計画のもとになってくるわけですので、それとの整合性を考えた言葉にする必要があるかなと思います。

委員

新城の三つのしつけというのは、あえてこんなことを言わなくても当たり前のことで、今このことを教育委員会や生涯学習のほうで問題提起をしなければならないという現状があると思うのです。その現状を認識したうえでこういうものを出さないと、言葉はわかるが実践が伴わないのでは、と思います。学校でも家庭でもこの言葉は言っていると思いますが、それでもなお定着していないから、こうやって言っていると思うのです。非常に基本的なことですが、何がそう難しくさせているのかという、そのあたりも分析をしなくては、と思います。あいさつをしよう、と言って、まず家庭のなかであいさつができてきているのか、友達とはできているのかというような、今の現状はどうなっていて、どこの部分にこのような指導を入れて、そしてよい新城の子どもたちを育てていくのだということを示していかないと、なかなか難しいと思います。

自分の実践では、高校生ですが、この歳になるとなかなかあいさつができない、あいさつをするのが恥ずかしいということで、しないほうが当たり前のようなところがあります。そういう現状ですので、先生方もついつい見過ごして、そして3年間過ごし、社会へ出て就職試験などへ行ったときに、全然あいさつがなっていないということで就職試験にも受からない、という現状があるわけです。当たり前で簡単なことであるがゆえに、流されてきておるのではないかと思います。やはり学校で言えば、毎朝校長が校門に立って生徒にあいさつをすると、一週間も続けていればあいさつをしない生徒は誰か、ということがわかってきますので、そういう生徒にはあえてこちらか

らあいさつをしていくと、はじめのうちは顔をそむけていても、何日も続けていくとこちらを向いて小さな声で返事をするようになっていきます。また、担任との連携をとりながらその子に意識的にあいさつをしていくと、徐々に他の生徒へ広がっていくこととなります。あいさつ1つをとってみればそういったことが言えるのですが、そういう風に、このことをやろう、と思ったならばそれなりの具体的な対策をとらないと、と思います。やるならやるで、本腰を入れてやらないと何回同じことを唱えても、私は実現していかないのではないかと、そういう気がします。それぞれの学校・家庭・地域で具体的にどうこの問題を解決していけばいいのか、ということを検討し、それを実践するという方向へもっていかないと、問題は解決できないのではないかと思います。

委員長

この「あはは運動」は昔からよく聞きますが、新城から始まったことではなく、他からというようなことを聞いたことがあるのですが。先ほど言われたように、具体的にどのように進めていくか考えることが大事だとおもいました。それでは次に入ります。

日程第4 協議・報告事項

(5) 新城東高等学校作手校舎の存続の要件について

委員長

日程第4、協議・報告事項(5) 新城東高等学校作手校舎の存続の要件についてお願いします。

教育長

合併前、市に4校あった高校を2校にするということで県の方針として進められていたわけですが、合併後、作手高校は残したいという地元の強い要望を受けまして、教育委員会といたしましても、その存続のために様々な要望をし、その実現を図ってきたわけですが。例えば中高連携教育の実現とか、大学の推薦の道を見つけるとか、受験のグループを作手高校へ行きやすいグループにするとか、そういった要望に対して県もしっかり対応してくださっています。

県下に「校舎」というものは1校もなくなりました。にもかかわらず、全てをなくした後に、存続のために新城東高等学校作手校舎をおきました。その要件として、地元中学校からの進学者が2年続けて10名をきった場合、その次の年から募集停止をする、ということです。そして昨年、10名をきる9名の進学でした。

本年度もし10名をきる進学者であると、その翌4月から募集停止となるわけです。それを避けたい、ということで昨年8月のこの会議でもしっかりと議論していただいて、要件を作手中学校からではなくて、新城市内からの入学者が20名をきらないこと、またこの奥三河の山間地域で定員が40名というのは無理があるのではないかとというような要望を持って行ったわけですが、事態の推移をみてみますと、就学前の作手地区の同年齢の数をみてみますと、10数人とか、1ケタの数字になっています。

このままでは今の要件どころではない、見通しが立たないわけです。欠員も生じていないという状況ですので、作手校舎存続のために何とかできないものかということで、昨年要望した内容についてハードルが高すぎるという声もいただいておりますので、校舎存続となる要件をもう少し低くして県へ要望したいと考えております。

愛知県も非常に財政が厳しいので、将来的なビジョン、展望、そうしたものがないと、そうした要件は受け入れられないという状況にあります。そのなかで、新城市教育委員会としましても、幼・小・中の学校において連携し、教育モデル的なゾーンをつくっていこうという理念、そして作手地区の活性化につながっていくであろうという展望、18歳までの教育を担保するというようなかたちで理想の教育ができれば、というビジョンのもとに再度県へあげていきたいと思うわけです。

来年の危機的状況を何とかして避ける、ということが急務ではないかということで進めているわけです。そんな中で、愛知県においても、新城設楽事務所では山村振興ビジョンが作成されました。大村県知事のもとで、東三河県庁設置による山間地域への支援強化といった時代の流れもあります。こういった流れもふまえて、この奥三河の校舎の存続を要望していきたいと思うわけです。その要望内容についてですが、この激減する作手地区の子どもの人数を考えて、毎年毎年それにおののいていくというようなことは望ましくありませんので、しっかりとしたビジョンのもとに要望していきたいと考えています。

そのためにも、県の施策と同時に、中高連携教育を昨年からは始めているわけですが、連携教育の結果が結実するような年、平成29年から30年ぐらいになるわけですが、やはり作手小学校がひとつとなり、そのラインがひとつ完成する、それまでは変動があるかもしれないが存続させてほしいと、それ以後のことはそれから考えよう、というようなかたちで要望できたらなと思います。昨年8月に要望しておいたことはおいておき、もう少しスパンを長くした要望で、受け取ってくれるかはわかりませんが、要望していきたいと思うわけです。

内容としましてはそこにありますように、募集停止基準が今の要件では困りますので、地元の地域支援活性化への取り組みを支援するために、平成30年度までは募集停止を行わない、としていただきたい。そしてそれ以降、トヨタのテストコースだとか環境は色々と変わってきます。その時点での状況を判断していただいて、地元という範囲を新城市に広げて、新城市内の中学校からの入学者が2年連続して入学者の2分の1未満となった場合などの見直しをしていただきたい、つまり、地元からの入学者ということについては生きていますので、それは担保するので、30年度までは募集停止を行わないという内容で要望したいと思っています。このことについて、ご意見を伺いたいと思っています。

委員

今、教育長からお話がありましたが、この4月から状況が変わっておりまして、新城東高等学校作手校舎の野球部というのが、高野連のほうで認められまして、現在11名しか選手がおりませんけれども、みなさんご存知のように夏の大会、春、秋のリー

グ戦にも出場して、この一次リーグ戦ではよくがんばったのではないかと、という地元の評価をもらっています。11名の内訳は、7名が1年生で4名が2年生、その中で地元作手の生徒は1名、残り10名は豊田や岡崎、春日井といった遠隔地から来ております。それは、今の監督を慕って来るといようなかたちで今年は来たようです。聞くところによると、来年度も10名ぐらいの生徒が来るのではと予想されております。そのように、全体の定員というところから考えると、そういった施策はいいのですが、地元の壁、2分の1ですとか、10名以上だとかということになると、今の話とは少し違ってくるわけですね。作手地区から中京とか、公式野球が非常に盛んな学校へ何人か行っております。そういった生徒、子どもたちが地元でやれるなら、という風になれば話は変わってきますが、現時点では非常に流動的で、まだ確実に存続の条件を整えるというところまではいっておりません。それに近づける1つの要件にはなったけれども、楽観的な見方はできません。従いまして、今、教育長が言われたように毎年学校の存続を心配しながら学校に通わせるというのは、親からすれば非常に不安な状況にあると思うのです。そういう意味で、子どもや親が安心して作手校舎に行くことができるという将来展望がともなった理由でやっていただきたいなと思います。県の方へもそういった要望で出していきたいと思います。

それで、今回非常に難しいのは、新城東高等学校で作手校舎と名前はかわりますが、1校で2つの野球部が出るということは絶対に高野連としては認めてこなかったし、このことについても色々問題はあったようですが、作手校舎は地理的にあまりに離れていて、1つの学校の中にあるもう1つの学校とは捉えにくいことと、もう1つは学科の内容が一方は進学を目指す生徒と、もう一方は人と自然ということで、新城東高校にはないような学科を入れてやっているというあたりで、それぞれやっていることは別であるということから、高野連のほうも今年の出場については認められているわけです。こういうことを考えた時に、今の状況はほとんど地域外の子どもが来てやっている、というところに少し問題があります。

ぜひ教育長の言われたことを具体化するように、教育委員会としてもがんばらなくては、と思います。

委員長

ありがとうございました。今の話をうかがいまして、作手の方の熱意、学校が存続してほしいという強い思いを感じました。

委員

地元の意向は非常に大きいですし、それはきっちりしていかなければならないことだと思っています。この問題をずっと抱えてきて、要望を出したとしても、県の方での要件も揺るがずある、ということで教育長からもお話がありました。これから、作手の子どもたち、そこに行きたいと思っている子供たちを真ん中において、50年とか30年の間に、こういう人間を輩出するんだという流れの中に教育プログラムをつくるのがベースにあり、そのうえで施設がどうだとか、地元の子どもを行かせようだとか、そういうようなことも含めて作手という地区に新たな教育を推進する学校が

生まれる、ということを1つ描きながら実現していけばいいのではないかなと思います。せっかく大村知事もいるので、東三河県庁の話もありますし、今後の制度を変えるという話もしていますので、そういったものありきのビジョンではなくて、すぐ世に出て役に立つ人間をつくろう、というようなビジョンをもったところがあってもいいと思います。田舎の地域は学校がなくなっていくと思うので、それを考えたならば残せという要望だけではなくて、こういった内容もそこにふまえていく必要があると思います。いずれ作手の高校だけではなく、新城の学校もそういった話が出てくるでしょうから、そういったビジョンで学校を子どもたちに提供するの、ということを明確にしなければいけない状況にきていると思います。

教育長

いかなる共育の施設にしていくのか、ということがポイントになるな、と思います。先日もお話をさせていただきましたが、大人の使い勝手が主ではなくて、子どもを中心に共育施設がいかに学びやすいか、いかに魅力があるか、他市の方々からみてもこれはすばらしいと、ましてや幼稚園から高校まで考えた教育ビジョンもすばらしいと、そういうかたちになってくれば作手の未来が開けてくると思うのです。今、作手のみなさんが考えておっていただける共育施設が、いかに魅力的なものになるかということが鍵ではないかなと思います。では、概ねこのかたちで県の教育長に要望し、訴えていきたいと思います。

委員長

それではここで10分間の休憩にはいります。

(休憩)

委員長

再開させていただきます。

日程第4 協議・報告事項

(6) いじめの対応について

委員長

日程第4、協議・報告事項(6)いじめの対応について、学校教育課お願いします。

学校教育課長

いじめの対応についてご説明させていただきます。不登校や、暴力行為について月例報告というものを受けております。4月から7月までの月例報告につきましては、いじめに関するものは、小学校は0、中学校は2校で1件ずつ受けておりまして、合計2件の報告がありました。今月になってから8月22日現在ですが、追加報告や緊急の報告により対応した事態もございません。

それから、教育相談というかたちで様々な電話が教育委員会へかかってくるのですが、そのなかで、小学校でのいじめを心配する相談、これはおばあちゃんという立場の方

からの相談でしたが、1件ありました。それにつきましては、該当する学校へ早急に連絡をしましたところ、子ども同士の、友達と一緒に遊べる、遊べないといった内容でしたが、当事者同士で話し合いをし、解決したということでした。学校としては、これはいじめとして捉えていませんので、月例報告にあがってきませんでした。

それから、いじめホットラインというものを開設しておりますが、今年度は0であります。

先ほどの中学校での2件につきましてはの詳細です。まず1件は、3年生女子の問題です。4月、クラスの男子Bから心無いことばを言われ、不適應で5日間欠席です。5月も5日欠席しましたが、修学旅行は参加しました。6月、本人はいじめと受け止めていると分かり、いじめとして対応しました。いじめた生徒とその保護者、本人と保護者が学校で話し合い、解決に至りました。その後、欠席はないという状況です。

もう1件は、1年生女子についてです。これにつきましては、7月、女子Dがきつい言葉を書いたメモを渡し、メモを渡した生徒Dを担任と主任が指導した、ということです。いずれもこの2件は言葉によるいじめということではありますが、人の心を傷つけるという許されないことでもあります。そういう多感な時期であるからこそ、本人の心の痛みを十分に配慮して、学校では見守りながら対応しています。その後悪化したとか、継続している、といった報告は受けておりません。

次に、資料の、「最近の状況」についての表ですが、21年度からの3年間と、今年7月までのものということで、それぞれ小中学校においていじめを認知した学校数・認知件数の一覧となっております。23年度ですが、小学校で5校の認知があり、認知件数は22件、中学校では1校の学校で認知され、認知件数は10件という報告が入っています。内容ですが、その下の表の、いじめ認知件数の学年別・男女別内訳にありますように、小学校ですと、2年生で1件、3年生で6件、4年生で6件、5年生で7件、6年生で2件とあり、中学校では、1年生で8件、2年生で1件、3年生で1件というような内訳になっております。

いじめの内容ですが、必ずしも1つのことだけではなく、重複しておりますが、いじめは何かということ調べたのがこの表です。一番多いのが、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、という言葉によるものが、小学校で13件、中学校で6件の計19件、その次に、仲間はずれ、集団による無視をされる、が小学校で9件、中学校で5件、計14件で、以下、あとは表にあるとおりです。

報告を受けてのまとめとしてですが、年度別認知件数を見ると、21年度と比べ、22年度、23年度はいじめの認知件数が急激に増えていますが、これは増加分として認知されたいじめのほとんどは、軽微なうちに早期発見できたもので、子どもの実態把握がきめ細かくなったことによる件数増加と捉えています。ただ、いじめの様態を見ると、悪口や無視などの精神的ないじめの数が多くあり、ネットによる誹謗中傷など、見えにくい形のいじめも心配されます。反対に、身体的ないじめなど、証拠が残る形のものも少なくなっています。

いじめの内容、軽重に関わらず、いじめは、子どもの人権や生命の尊重に直結する

大きな問題であると捉え、学校訪問や校長会議を通じ、日常の教育活動において、いじめは起こり得るものと認識し、教師は常に子どもの人間関係や小さな変化に敏感でなくてはならないことを繰り返し訴えております。

いじめの発覚のきっかけは、小学校と中学校では大きく特徴が異なっており、小学校では生活アンケートによるものと保護者からの情報がほとんどで、学校も家庭も地域も子どもの変容に対するアンテナを高く張ることが重要です。一方、中学校では、本人の訴えによるものがほとんどで、非常に見えにくい形が背景にあり、いじめが進行している場合が多いです。各学校においては、「子どもを語る会」を定期的に設け、子どもの様子や小さな変化をとらえ、こまめに教職員の共通理解を図るようにしています。また、生活アンケート調査を行うとともに、その結果を相談活動に生かす取り組みがなされており、いじめの早期発見と深化防止に努めることが大切だと考えます。

平成20年度には、いじめ問題の対策のために「新城市いじめ・人権問題サポート委員会」を設立しました。(以下サポート委員会) サポート委員会は、いじめ・人権問題裁定に係る第三者としての機関です。いじめ、あるいは人権侵害を受けた児童・生徒及び保護者と加害者との調停、被害者及び加害者と対応した学校(教育委員会)との調停等を行い、問題の深刻化や長期化を防ぐための業務を行うものです。

さらに、相談活動の充実を図るため、市教委が「いじめホットライン」を開設し、児童・生徒・保護者がいじめについて電話で相談できるようにしています。本年度、携帯電話からも通じるようにし、広く利用できるようにしています。

そういう中で、大津の報道がありまして、文部科学省からの調査があり、市教委独自の調査は行っていませんが、これまでと同様の対応を継続していきまるとともに、様々な報道から、学校、教育委員会、首長部局との連携の重要性を認識しています。今後、よりいっそう連携強化を図っていきたいと考えています。先ほどの市教委の対応とは、具体的に言いますと、各小中学校では、毎年、6月、11月に「いやなことをされたことはありませんか」「いやなことをされているのを見たことはありませんか」等のアンケートを児童生徒対象に実施し、子どもの声を把握し、内容により、指導や相談活動を行っています。職員間では、その都度の対応の他、職員会議の後等、定期的に児童生徒についての情報交換の時間を設けています。市教委では、毎月、不登校、暴力行為とともに、いじめについて、各学校の状況報告を受けており、内容によっては詳細な内容確認を行っています。もし重大な事態が起これば、学校と市教委が連携して対応できるよう、定期的な報告以外にも、小さな事案でも報告を受け、常に連携を図っております。また、市教委に教育相談として、保護者からいじめについて連絡があれば、該当の学校に連絡して、早急に対応していきたいと考えます。

いじめは、絶対に許されないことであるという、強い思いをもって、学校も教育委員会も対応しなければなりません。「ならんことはならん。」という毅然とした言葉が親や大人から聞かれることが少なくなっているなか、人間が社会生活を営む上で、「生命や人権の尊厳、財産の安全」を脅かす言動は、厳しく戒められるべきであることを、

幼少のころから、大人が伝え、身に付けさせる躰の必要性を改めて感じます。

また、何か、事が起こると、とにかく「学校が悪い」「家庭が悪い」「子供が悪い」と責任の押しつけ合いになりやすいが、大切なことは、子供の心のよりどころ、愛情と信頼に裏打ちされた人間関係を普段から相互に築いておくことです。子供たちが自分のことを「わかってほしい」「認めてほしい」「見ていてほしい」という思いを親や教師や周囲の大人たちが受け止め、温かい理解と積極的なかわりあいで見守るという環境が重要です。

いじめへの対応は、普段の取り組みも、もし、事が起こってしまった後からの対応も、子どもの問題ではなく、大人の問題だという認識が大切です。そして、大人が子供へどう接すのかという変化が、子どものいじめを減らし、もし起こっても早期に発見でき、素早く対応していけるのだと考えます。

参考までに、通知文として出したものが4つありまして、1つ目は、「いじめへの迅速かつ適切な対応のお願い」というもので、知事からと、文部科学大臣のものがございます。知事からのものは児童生徒向け、文部科学大臣のものは職員向けです。すでにこちらは、学校へ通知されています。2つ目ですが、文部科学省からの調査がきておりまして、締め切りが9月になっております。内容としましては、いじめ問題への取組、実態把握アンケートの取組、把握したときの対応、いじめ問題に関する校内研修、学校における管理・指導体制の在り方、学校と警察との連携、認知件数、具体的事案についての調査となっております。3つ目のものは、「学校における生徒指導の体制の再点検について」というものでございまして、生徒指導的などころがありますが、日常の「報告・連絡・相談」、定期的な「いじめ・不登校対策委員会」における情報共有、生徒指導上の問題につながるサインを認めた際の初期対応の手順、関係機関との連携体制などが書いてある通知文でございます。4つ目は、「24時間いじめ電話相談『いじめほっとライン24』等の窓口周知用チラシ及びシールの配布及び活用について」で、これは子ども向けチラシとシールの配布ということです。その下のことも関係しますが、新城市のいじめホットライン、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までですが、フリーダイヤルの0120-967-401、くろうなしはいちばん、という番号で、これは子どもに伝えてあります。また、愛知県では、いじめほっとライン24、また、被害少年相談電話というものもあります。こちらの相談については、子ども向けのチラシで周知がしてあります。

次の資料ですが、一昨年実施した、いじめ問題の市内一斉実態調査の結果報告です。これはある学校のものですが、「今、クラスでいじめがあると思いますか？」という質問と、「今までにいじめられたことがありますか。」という質問をしています。また、携帯電話の所有についても調べております。また、学校でどのような対応をしているか、ということも問うています。以上、資料をもとにお話をしましたが、このいじめ問題というのは、いつどこで起こってもおかしくない、という認識のなかで、とにかく子どもをしっかりと見るということと、原因を探り、情報交換を怠らないということと、今日の校長会議でもお願いしましたが、そのような対応を続けていきたいと思っ

ています。

委員長

ありがとうございました。それではこれに対しまして、ご質問ございましたらお願いいたします。

委員

質問いいですか。よく色々な問題をアンケートでやるのですが、アンケートの取り方によっては、全体に一斉にやるとなれば、ほとんどの生徒は、何もない、というかたちで終わってしまうと思うんですね。アンケートの中から、本当の実態を把握しようとするならば、そのアンケートをどういう風に実施するかということも考えないと、やり方を無視して結果だけ見ている分では、軽軽すぎると思います。新城市の場合はどうですか。

学校教育課長

いじめの有無、状況について、のところでよろしいでしょうか。おっしゃられた通り、子どもに対する聞き方というのは、非常に難しいと思います。何もないときのアンケートもありますし、子どもの個々の状況にもよると思うのですが、担任がしっかりと目的を持ってやってもらうということと、その結果も、担任だけが見る、ということではなくて、隣のクラスの者が見るとか、いろいろな人の目でそのアンケートを見る、というのがまず大事なかなと思います。また、学校としてこれはいじめだと認知、報告してもらったものについて、教育委員会は数の把握はしておりますが、そういうことまでの把握はしていません。しかし、これはおかしい、どうしてだというものについては、話を聞くなどしていきたいと思っています。

委員

私も、先ほどの委員さんが言われたようなことをふと思ったわけですが、やはり、いじめがあるか否かという質問をされた時に、報復されるのを考えて、そういう心配から、アンケートへ書けないという場合もあると思います。そういう心配はしなくていいよ、という体制をつくった中でアンケートをしなければ、生の声は出てこないかもしれませんね。誠に難しいことです。

委員

同じ教室の中にそういうのがあることをわかっていて、それを書くという生徒はいないと思います。これを書いたらどうなるか、というのは子どもたちなりにわかっていますから、そういった中では真実をつかめないと思います。その場合には、家庭へ持って帰らせて、家庭から学校へ送るなり、本人へ持って行かせてもいいと思いますが、隣に友達がいる中で、実際にある場合については99%書かないと思います。

委員

真実を書いた場合に、報復を受けないようにするための仕組みは何かないのでしょうか。安心して、見た、とか、やられた、というのを言えるような。

委員

サポート委員会では、何か扱った事案はありますか。

学校教育課長

まだありません。

委員

いじめホットラインにかかってきた電話はどうか。

学校教育課長

昨年1件あります。今年はありません。

委員長

ホットラインの話ですが、愛知県にもほっとラインがありますよね。大津の事件があつてからは、そちらの方では30%件数が増えたそうです。

委員

私もいじめられたことがあります。ただ、親にも、ましてや校長先生にも言えません。市教委にも絶対に無理です。警察なんて大事になるのは嫌なので、やはり一番身近で信頼のおける先生に足が向くわけです。ただと言えないので、周りをちよろちよろするのですが、なかなかわかってくれないので、自分で処理するしかない。私は、友達がいじめられているのに対して、よせ、といった一言で、その矛先が変わりました。学校へ行くことが嫌になるといけないので、何とか行きましたが、毎日やられるわけです。毎日いじめられる中で、誰かに気付いてほしい、と思います。隠れているのがいじめの実態なんです。先生が気づくというのはものすごく大事なことです、気づかない場合がほぼ大半なので、そういう意味では、全く関係しない人へやられたことや、発見したことを言える場所とか、専用メールだとかが必要ではと思います。しゃべるのも嫌なはずなので。そういう意味で、シグナルを感じていくというのは非常に大事なんです、100%オープンにすることがなかなかできないので、学校や市教委や、全くそういう人たちでないところ、かけこみ寺じゃないですが、そういったものがあつて、何にも関係ないところでしゃべれるところがあれば、比較的そこではしゃべって、日常いじめられているときは何とか耐える。関係している人には知られたくないこともあると思います。

委員

ホットラインなどでも言えないですか。

委員

言えないですね。関係している人には言いたくない、と思っていました。潜伏している人が主で、表面化してくるものは何とでもなりますよね。

教育長

法務局がやっているものは何というものでしたか。手紙を使ってのものでしたね。それでしたら、誰にも知られずできます。

委員

電話の先が、教育委員会や警察では、確かに電話しにくいかもしれませんね。

学校教育課長

いじめホットラインについては、教育委員会とは名乗りません。

委員

いじめホットラインという名前ではなくて、悩み事相談という名前にしたらどうですか。

学校教育課長

こういった名前のものはあります。県の機関でもあります。

委員

一方的に悪くないのにやられる、という立場は、実はそんなに多くないというか、自分たちは正しいと思ってやっているということも多くあるし、中学生であれば、些細なことから、ということはしょっちゅうあります。それでうまく対応できない子たちが、解決できず深みにはまっていく場合が多いのではと思います。ただ、学校で相談はよっぽどできないし、いじめられるというのは自分が悪いからではないかと思ってしまうと思います。本当に悩んでいることがあったら、そこまでいく前に、未然に防げるようにしないと、と思います。

私のオーストラリアにいる友達が、結局はいじめに関することになるのですが、小学校に入るときに自分の頼れる人の、人脈のツリーを書くというのがあって、もちろん親でも兄弟でもいいし、おじさん、おばさん、誰でもいいのですが、書きます。そういうのを担任の先生が知っておくというのは大事なことで、そういうことを必ずやると聞きました。それはかなり有効かな、と思います。家庭の状況も分かるし、頼っていけばいい人もよくわかります。本当に困ってしまった時に、少しでも手助けになるかな、と思います。

委員長

子どもたちに生活指導をしていくことが基本になるかと思いますが、それは性善説ですよ。その反対に、性悪説を考えてみると、人間そういうことをしてしまう場合もあるだろうということを前提にすると、要するに、こういうことをするとこういう処分が待っているだとか、こういう風に人生損をする、というような負の部分、それを抑止力にするというのも大事な、と思います。事件があった時に、警察が学校へ入るといのは賛否両論あると思いますけれども。交通指導や、薬物指導のことなどで、警察の方がたびたび学校へ出入りしていただくのも、1つの方法かなと思います。

委員

顕在化すれば、指導はしやすいと思います。安倍総理の時に、問題行動を起こす児童・生徒に対する通知があったのを見つけたのですが、発覚すれば、出席停止にしたり、一部体罰もやむを得ないということが書いてありました。顕在化すれば、みなで何とかして対処できるが、内面化しているものをどうすればいいか、それが問題です。内面化しているものを、どう表に出していくか、ということです。難しいところですね。

委員長

大津の問題がありましたね。あの問題が日本中で沸騰したのは、様々な問題があると思うのですが、新城市でそういった問題が起きないとも限らないわけです。あれを

教訓にして、新城市ではどうしていかなければならないかを考えていくべきです。それにつきまして、来月にこの資料と文科省からも出ますので、それをもとに新城市の教育委員会としてはどのように考えるか、ということをもとめていきたいと思えます。

委員

今のいじめの実態を把握するという論議の中で、大津の場合は、実態が、というよりも本人が死んでしまっているわけです。まさに殺人行為がなされているという状況が、喫緊の論議を呼び起こすということを訴えていると思えます。あれだけ色々なことが後から後から出てくる状況が、報道をされています。子どもたちは、色々見ているということがわかってきました。つまり、実態が把握されていなかった、ということです。実態が把握されていないということは、先ほども言ったように、把握されないように子どもたちは工夫しているわけです。相手はみつからないようにやっているのだから、学校当局にしても、親にしても、どうしたらその実態が早く発見できるのかという、そのところをしっかりとおさえないで、特になにか、あれはふざけ合っているだけだと思っただとか、そういう判断をするケースがあります。先ほどの報告でも少し気になっていたのですが、遊び仲間のトラブルであり、いじめとしてはとらえていない、というところについてですが、本当にこのとらえかたでいいのかな、という気がしたんですね。実態の把握をどうするか、ということはしっかりとやらなければいけません。そして、そういう実態があった場合は、どういう対応をしていくのがベストなのか、そのことについても、担任だけではなくて、学校として、あるいは市教委として、そういうような重大な事案が発生した場合には、急きょ臨時的なこういった会を開くことも必要です。そして、対策をとった結果、子どもたちがおさまればいいですが、逆にそういう指導がうまくいかない場合には、問題がさらに大きくなっていくという場合もあります。

報道機関や、特にマスコミについてですが、問題をこう解決した、という報道よりは、自分のところの報道の力を示すために、それをおもしろおかしく書いてみたりして、問題の本質に迫らないような状態で報道することもあります。それに学校、市教委が巻き込まれて、学校や市教委は何をやっているんだ、という矛先が向く、というのが今までの実例です。いいか悪いかは別として、実態はそうです。そういうことがわかっておるとすれば、いじめの実態の把握をどうするか、というところを一番真剣に考えていかなければ、と思えます。自分たちの勝手な想像や判断、願いを込めた、そういう分析では、絶対問題は解決しないです。死んで初めて色々なことがわかってくるようでは、あまりに情けなく、大人の対応がまずいのではないかと思います。これで終わりではなく、新城市の考え方を、みなさんと議論していけたら、と思えます。

委員長

各学校でのいじめ対策の方針、マニュアルみたいなものはあるのですか。明文化されたようなものがありましたら、一緒に送っていただけると、こういうことをやっているんだということがわかりますので、お願いいたします。

教育長

ひとついいですか。今日も午前中、校長会議がありまして、いじめの問題、不登校の問題について様々な視点から話をしたわけですが、一番肝心なのは、各学級づくり、学校づくりにおいて、教師と子ども、子ども同士の信頼関係ができているところでは、いじめは発生しません。ただ、集団としての体をなしていないとき、いじめが発生するわけです。いかに学級づくり、学校づくりをするかということが、未然の防止策として大事なことであって、ここにとにかく尽力するというのが、学校の責務であり、校長の責務である、と思うわけです。

そのなかで、そうした兆候が表れれば、子ども同士の中で、そんなことやってはだめじゃん、というようなセルフコントロールがきくわけです。そうでないと、先ほど、委員さんがおっしゃられたように、そのところで逆の力が加わってくる、というようになってきます。そういった意味合いにおいて、学校訪問をした時に、学級の雰囲気というのは、すぐにわかりますね。先生と子どもが一体となってやっているな、というところと、どうなっているのだ、というところもあると思います。今、新城教育で進めている、学校経営のあり方、といったものをしっかりと追究していくこと、未然の防止策をいかにやっていくかということ、これをやはりやっていかなくてはと思います。

もう1つは、今の子どもたちという言い方はいけないのですが、私たちが子どもの時と比べて、あまりにも子どもたちは、人間関係に気を使いすぎています。私たちの時は、俺は俺、お前はお前、いわゆるアウトローなところもあったわけですが、今の子どもを見てください。携帯などでつながっていないと、グループで一緒にいないと安心できない、という状況が蔓延しています。個性教育だといっても、全然個性になっていません。例えば、今度市役所の就職試験がありますが、今はみんなリクルートスーツです。私たちの時は、個々に違う服装で行っておりました。だから、本当に子ども一人一人のアイデンティティを育てているかということ、育ててない、と思うのです。どこに原因があるか、という根本的な部分に取り組んでいかないと、いつまでたっても出てきたものをたたき、という対処で終わってしまうと思います。根本のところを本当に考えていく、というところが、今の日本の教育に求められているところではないかな、と痛切に思います。

委員

今、おっしゃられたことは、教育問題を考える上で、一番基本だと思います。けれども、常に理想的な教育が展開されるとは限らないので、そういう教育を追及しながらも、同時に、今発生している諸問題についても、それなりの対処なり、指導なりの方針を立てていかなければ、と思います。そして、一番マスコミなどでも叩かれている体質、いわゆる教育機関内における隠ぺい体質、つまり問題を自分たちだけの中におさえてしまう、そしておさえきれなくなった時に、一気に出てくるので、絶好の材料となるわけです。少なくとも、私はやはり、実態を報告したり、それを問題にする先生や校長は、ある意味評価しないと、と思います。新城市の教育界がそうでないこ

とを願っていますが、いいことばかり言って、自分はよく見られようとか、見てほしい、そういったものに流されて、出世という言葉がいいかどうかわかりませんが、そういったものにひびくとか、そういった考えを持たないよう、教育委員会が、もしそのような報告をしても、そういったことはない、ということを示していかなければなりません。そういう時こそ、原点に戻って、教育をもう一度根本から見直す、ということと同時に、いじめの実態をきっちり見つめて両方の対策へ努めていく。将来的には、こういったことが全く発生しないような、教育に専念できる、そういう教育界ができるといいなと思います。

教育長

いじめの認知件数を、文科省で調査しているのですが、愛知県はずば抜けて多いです。約8000件です。これがいいことかどうかというと、私はいいことだと思います。些細な事でも、いじめとして取り上げられていると、それから早期発見、対処ができるということなのです。

新城市を見てみると、今までと比べて、極端に少なくなっています。ただそれが、その延長線上にあるとするならば、本当にそれぞれの学級、学校でうまく進んでいる、という風にとられてもいいのではないかと思います。

もう1つ、実際にいじめがあった場合、本当に巧妙になって、学校の教師だけでは把握しきれない、また教師の前では上手に演出する、というのを考えると、今、マスコミ等は全て学校・教育委員会のせいにしてはいるのですが、家庭・地域・みんなしてそれをサポートしなくてはできないと思います。二面性のある子どもを育ててはなりません。

まして、いじめ問題は、学校教育だけではなく、地域の問題、家庭の問題として考えていくというスタンスを持たないと、早期発見も、解決も、なかなか難しいし、家へ帰ってからの状況も、地域の方が学校へ知らせてくれるような、こういうことがあると、対処しやすくなるのです。そういった雰囲気をつくらないとつらいな、と思います。大津の事件以来、何人の子どもが自殺をしているか、この連鎖を見た時に、これは真剣になって考えていかないと、青少年に不幸をもたらしてしまうな、と思います。

委員

私も全く同感で、教員の中にも弱い人も、問題のある人もいます。証拠をみつけるのはなかなか難しいので、とにかくサインを見つけなければ、と思います。ですので、学校で何とかせよ、という体質を変えていかなければと思います。共育ということで、みんなで取り組む、というかたちにしていかないとだめだと思います。

委員長

先ほども言いましたが、学校からのお知らせなどを回覧でまわすのではなくて、生徒が地域の方のお宅まで行き、そこで手渡しをする、というようなことも共育の一貫になるのかな、ということを思います。こういう子どもがこの地域におりますよ、と顔や名前を覚えていただくことは大切ですよね。では、来月もこの問題を話し合っ

いきたいと思います。

日程第4 協議・報告事項

(7) その他

委員長

日程第3、協議・報告事項(7) その他、何かございますか。ないようですので、次に入ります。

日程第5 その他

委員長

日程第5、その他に入ります。(1) 体育大会、運動会、文化祭等への参加について、学校教育課お願いします。

学校教育課長

はい。資料をご覧ください。毎年、教育委員の皆様には、中学校の体育大会、小学校の運動会、中学校の文化祭へ行っていただいていますので、それぞれのローテーションをもとに、考えた案です。それぞれ表のとおり組みました。これは案ですので、何かございましたら調整いたしますので、よろしくをお願いします。

委員長

ありがとうございました。続きまして、(2) 教科用図書採択地区に係る意向調査についてもお願いします。

学校教育課長

資料をご覧ください。教科書の採択につきましては、それぞれみなさん参加していただきまして、ご承知をいただきました。昨年は、同じ時期に、教科用図書採択地区の適正規模に係る意向確認調査票に、新城市は、イ、の教科用図書採択地区の見直しを希望する、と回答しました。1年前の会では、これを提案させていただきました。その理由が、人数のこと、教科によっては、十分な人員が確保できないので、より大きく採択地区をすることで、研究が進むだろうということでありました。

そして、次の資料に、平成23年度愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議の協議結果、というものをつけました。これは、採択地区の見直しの希望を出しますと開いていただける会議ですが、その中で新城市についての話し合いがなされました。その協議内容ですが、読み上げます。まず意向ですが、新城市は、教科によっては調査研究員の確保が難しいことから、採択地区を拡大することを希望する、ということです。そしてそれにつきましての主な意見ですが、国が採択地区の規模を縮小化しようとする中で、本県が今より更に大きな採択地区にすることは、国の動向に逆行することになる、他県では、質の低下を招かないため共同研究をした上で、採択を行っている事例もあり、参考にしたい、ということでした。実際調べてみますと、そういうことをしているところもありまして、新城市ではこの方法を取り入れようということで、今年度の調査につきましては、見直しを希望しない、としますが、理由の中で、

教科によっては、調査研究員の確保が難しい状況があるということ、昨年度希望を出したところ、共同研究を行っているところもあり、参考にしたいという意見がありましたので、今後、他の採択地区との共同研究という方法を探っていきたい、と回答しようと考えています。

具体的には、そういった場合、全ての教科で共同研究する、ということではなくて、例えば、小学校で言いますと、音楽、図工、家庭科の3つ、中学校で言いますと、音楽、美術、技術・家庭、英語と考えております。そうした時に問題となるのが、共同研究をするのはいいのですが、採択をする教科書が、例えば東三と新城で違う場合に、研究した後の答えが、新城用はこの教科書、東三用はこの教科書とする、同一研究者、異採択、といった点と、そうなった場合、混乱するというのもあります。その次の表を見ていただきますと、中学校は新城設楽、東三河は同じものを採択していますので、これについては問題はそうないだろうと思います。小学校を見てみますと、図工と家庭科で違う教科書を採択しておりますので、こうなった場合に、同じ研究者で揃えなければならないのか、別にできるのか、ということについては、検討しなければ、と思います。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは、ご質問ございましたら、お願いします。

委員

検討会議の委員の主な意見を見ていまして、委員は規模を縮小しようとしているのですか。

学校教育課長

場所にあった教科書がよりいいだろう、ということです。

教育長

ここには記述していませんが、新城市の採択協議会は、設楽3町村と新城市1市でやっていて、そして、北設楽の3町村が、教育事務協議会を構成しています。その事務協の役割としては、教科書の採択と、人事です。例えば、東三河一本にしてしまうと、事務協の一つ大きなものが崩れてしまって、各市町村でしっかり指導主事をもっていけばいいですが、それができずに、指導室に依存しているところがあることを考えると、先だつての北設の皆様の意見のように、今ひとつ乗り切れない、賛成できない、という状況があります。こういったことを含んでの判断だ、ということです。

委員長

ありがとうございました。では、よろしく願いいたします。

次に、(3) 各施設のお盆の入館状況について、まず文化課お願いします。

文化課参事

ご説明させていただきます。まず、長篠城保存館でございます。今年度、長篠城につきましては、お盆は1859名の入館者がございました。昨年度、1470名です。26%の増加率でありました。その主だった内容、どういったお客様が来たのか、ということですが、3世代の家族連れだとか、夏休み期間中ですので、自由研究をする

であるとかそういう方がおられたり、ほの国パスポートを使って来られる親御さんもみえております。ただし、担当窓口としましては、パスポートを持参していない子も少しいましたので、東三の教育長会議や校長会議といったところで、パスポートは持って行ってくださいね、という念押しをしてもらわないと、こちらも困るパターンになりますので、そのことをお願いしたいと思います。それから、新東名や三遠南信を使って、ゴールデンウィークの時と同様にみえる方も結構いました。

次に、資料館でございます。こちらについては、1364名、昨年が1111名でございます。22%の増加率ということで、担当部局としましては、20%以上の増加率でございます、大変うれしい悲鳴でございます。ただ、資料館につきましては、集客力のほうで、浴衣で来られたお客様をある程度減免の対象としていこうかと思っていたのですが、13日、14日と悪天候でございまして、15日午前中かなり雨が降り、そんなことで、残念な結果になってしまいました。報道機関へも、そのことを投げ込みで入れたのですが、全然取り上げてくれなかったということも、残念な結果です。ただ、火おんどりも、地元の方に言わせますと、若干昨年よりもお客さんが少ない、ということでした。ですが、遠方からカメラ好きの方が来られたりして、資料館前の駐車場はいっぱいでした。保育園の駐車場も満杯でして、それなりに大変好評でした。あとは、家族連れや自由研究のために来られている方など、保存館と同様でございまして、それなりにいい結果がうまれているな、というのが感想です。以上です。

文化課参事

続きまして、鳳来寺山自然科学博物館ですが、今年は385名ということで、昨年と比べまして、2.6%ほどダウンしています。先ほど言われたように、13日、14日、15日と雨でして、鳳来寺山とリンクさせた見学ですので、特に14日はどしゃぶりだったということもありまして、このようになっております。予想していたよりは、天候に恵まれなかったこともあり、少し残念な結果に終わっています。

委員長

ありがとうございました。火おんどりですが、駐車場は不足したのでしょうか。

文化課参事

毎年のことなのですが、カメラマニアの方が、カメラを設置する位置を早いうちに決めてしまって、3時ぐらいから車がうまってきてしまいます。一般のお客さんが入れない状況でして、東郷中保育園のうしろの広場に駐車場を設けているのですが、そこもかなりいっぱい、北の第二駐車場もいっぱいでした。

生涯学習課長

親子せせらぎエリア来場者数についてご説明させていただきます。教育長の報告にもありましたように、8月1日から16日まで、親子せせらぎエリアを実施しました。例年に比べ、お盆の時期に雨が降ったため、菅沼川が増水し、川遊びができなかったということで、平成24年度は670人の来場者ということで、昨年度と比べ、約半

減ということでした。来場地域ですが、西三河地方が 27.6%、尾張地方が 24.5%ということでもあります。

それから、ひとつ気になる点が水質検査の結果なのですが、菅沼川の大腸菌群数が、平成 22 年度は 100ml あたり 52 個、平成 23 年度は 28 個ということでしたが、本年度は 120 個ということでありましたので、来年度、これを気をつけてみていこうと思っていますので、よろしくをお願いします。

(4) 図書館まつりについて、引き続きご説明させていただきます。「つなげよう 人とまちと図書館と」ということで 8 月 29 日(水)から 9 月 2 日(日)まで、新城図書館まつりを開催します。8 月 31 日については、新城図書館の休館日になりますので、作手開発センターで色々なイベントを行う予定でいます。資料に期間中のスケジュールが載せてありますので、よろしくをお願いします。以上です。

委員長

では、次回会議ですが 9 月 27 日(木)、午後 1 時半からとします。場所は勤労青少年ホームです。

ここからは秘密会議に入ります。

(愛知県教育委員会教員表彰候補者の推薦について協議)

それでは、これで平成 24 年 8 月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記